

石川県公報

平成 26 年 11 月 18 日

第 1 2 7 5 0 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示			
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○保安林の指定施業要件の変更 (森林管理課)	4
○介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	2	○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定 (水産課)	5
○介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関の指定 (同)	2	公 告	
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2	○県有財産売払入札公告 (管財課)	5
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	7
○介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	3	○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	7
○介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関の指定 (同)	3	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	8
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	3	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	8
		○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	10
		○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	11
		○土地改良区の役員就任公告 (同)	12
		○土地改良事業計画の変更認可公告 (同)	12
		○公共測量実施公告 (監理課)	12
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	12

告 示

石川県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
珠洲市長	珠洲市野々江町ニ部1番地1	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町ニ部1番地1	平成26年 7月1日
医療法人 萌和会	加賀市深田町口の2番地の1	いまケア太陽	加賀市深田町口の2番地の1	平成26年 8月1日
株式会社 清泉の宿	金沢市泉本町1丁目107番地1	デイサービスセンター 名峰白山	野々市市栗田3丁目6番1	平成26年 8月12日
有限会社 ホームナースセンター	小松市八幡辛355番地	ヘルパーステーション エンジェル	小松市八幡辛353番地	平成26年 9月1日
株式会社 ヘリックス ケアファーマ	岐阜県中津川市坂下872番地1	ハツ矢はなの木薬局	白山市ハツ矢町233番1	〃
医療法人社団 友夢会	河北郡津幡町太田は169番地	通所リハビリテーション うたき	河北郡津幡町太田は169番地	〃

有限会社 アイ・トラ スト	金沢市間明町二丁目111 番地	デイサービス よしの や	羽咋郡宝達志水町吉野屋 ワ18番地	〃
------------------	--------------------	-----------------	----------------------	---

石川県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 アイ・トラ スト	金沢市間明町二丁目111 番地	居宅介護支援事業所 よしのや	羽咋郡宝達志水町吉野屋 ワ18番地	平成26年 9月1日

石川県告示第518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
オークス株式会社	富山県富山市中島4-2 -14	オークス株式会社 ラ イフケア事業部 七尾	七尾市小丸山台1丁目19	平成26年 9月1日

石川県告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 萌和会	加賀市深田町口2番地1	小規模多機能ホーム いらっせ松が丘	加賀市松が丘1丁目17番 地8	平成26年 7月31日
〃	〃	小規模多機能ホーム いらっせ湖城	加賀市湖城町3丁目125 番地	〃
特定非営利活動法人 人材育成センター	輪島市堀町12字6番地	たきの一ほむ福の神	羽咋市四柳町つ17番地	平成26年 9月30日
〃	〃	ぐる一ふほむ福の神	〃	〃
〃	〃	ケアサービス夢の華	〃	〃

石川県告示第520号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
珠洲市長	珠洲市野々江町ニ部1番地1	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町ニ部1番地1	平成26年 7月1日
医療法人 萌和会	加賀市深田町口の2番地の1	いまケア太陽	加賀市深田町口の2番地の1	平成26年 8月1日
株式会社 清泉の宿	金沢市泉本町1丁目107番地1	デイサービスセンター 名峰白山	野々市市粟田3丁目6番1	平成26年 8月12日
有限会社 ホームナースセンター	小松市八幡辛355番地	ヘルパーステーション エンジェル	小松市八幡辛353番地	平成26年 9月1日
株式会社 ヘリックス ケアファーマ	岐阜県中津川市坂下872番地1	八ツ矢はなの木薬局	白山市八ツ矢町233番1	〃
医療法人社団 友夢会	河北郡津幡町太田は169番地	通所リハビリテーショ ン うたき	河北郡津幡町太田は169番地	〃
有限会社 アイ・トラ スト	金沢市間明町二丁目111番地	デイサービス よしの や	羽咋郡宝達志水町吉野屋 ワ18番地	〃

石川県告示第521号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 アイ・トラ スト	金沢市間明町二丁目111番地	居宅介護支援事業所 よしのや	羽咋郡宝達志水町吉野屋 ワ18番地	平成26年 9月1日

石川県告示第522号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
オークス株式会社	富山県富山市中島4-2-14	オークス株式会社 ラ イフケア事業部 七尾	七尾市小丸山台1丁目19	平成26年 9月1日

石川県告示第523号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法

律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 萌和会	加賀市深田町口2番地1	小規模多機能ホーム いらっせ松が丘	加賀市松が丘1丁目17番 地8	平成26年 7月31日
〃	〃	小規模多機能ホーム いらっせ湖城	加賀市湖城町3丁目125 番地	〃
特定非営利活動法人 人材育成センター	輪島市堀町12字6番地	たきの一ほ一む福の神	羽咋市四柳町つ17番地	平成26年 9月30日
〃	〃	ぐる一ぶほ一む福の神	〃	〃
〃	〃	ケアサービス夢の華	〃	〃

石川県告示第524号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
輪島市門前町鷺山式式1、式参1の1、1の4から1の6まで、2の1、2の3、式四1
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
輪島市門前町鷺山式参1の3、式五1
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供す

る。)

石川県告示第525号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

加賀市

公 告

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	加賀市山代温泉桔梗丘二丁目110番	土地	宅地	154.67㎡	2,680,000円
2	小松市四丁町に23番	土地	宅地	773.19㎡	7,490,000円
3	野々市市栗田六丁目109番1	土地	宅地	196.40㎡	13,800,000円
4	野々市市中林一丁目14番	土地	宅地	1,110.63㎡	62,500,000円
5	輪島市堀町老五字2番52	土地	宅地	273.08㎡	2,350,000円
6	鳳珠郡穴水町字川島井7番30	土地	宅地	183.96㎡	1,680,000円
7	鳳珠郡能登町字小木口字15番4	土地	宅地	162.30㎡	817,000円
8	鳳珠郡能登町字小木口字15番5	土地	宅地	162.02㎡	960,000円
9	鳳珠郡能登町字小木口字15番9	土地	宅地	161.35㎡	793,000円
10	珠洲市飯田町式九部3番	土地	宅地	235.74㎡	2,570,000円

2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入札日時	場 所	開 札
1	平成26年12月18日(木)午後4時	加賀市山代温泉桔梗丘2丁目105番1 南加賀保健福祉センター 加賀地域センター会議室(2階)	入札後、 即時開札
2	平成26年12月18日(木)午後2時30分	小松市白江町リ61番地1 南加賀土木総合事務所入札室(1階)	
3	平成26年12月18日(木)午前11時	金沢市鞍月1丁目1番地	
4	平成26年12月18日(木)午前10時	石川県庁行政庁舎603会議室(6階)	
5	平成26年12月19日(金)午前10時30分	輪島市三井町洲衛10部11番1	
6	平成26年12月19日(金)午前11時30分	奥能登総合事務所42会議室(4階)	
7	平成26年12月19日(金)午前10時30分	鳳珠郡能登町字松波3字60番3 能登産業技術専門校実習室(1階)	
8	平成26年12月19日(金)午前11時		
9	平成26年12月19日(金)午前11時30分		
10	平成26年12月19日(金)午後2時	珠洲市野々江町シの部32番地 奥能登土木総合事務所 珠洲土木事務所大会議室(2階)	

3 現地説明の日時及び場所

物件番号	所在地番(現地説明の場所)	現 地 説 明 日 時
1	加賀市山代温泉桔梗丘二丁目110番	平成26年11月27日(木) 午後3時
2	小松市四丁町に23番	平成26年11月27日(木) 午後1時30分
3・4	野々市市中林一丁目14番	平成26年11月27日(木) 午前10時
5	輪島市堀町老五字2番52	平成26年11月28日(金) 午後2時
6	鳳珠郡穴水町字川島井7番30	平成26年11月28日(金) 午前11時30分
7～9	鳳珠郡能登町字小木口字15番4	平成26年11月28日(金) 午前11時30分
10	珠洲市飯田町式九部3番	平成26年11月28日(金) 午後2時

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間
平成26年11月18日(火)から同年12月8日(月)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所

名 称	住 所	電話番号
石川県総務部管財課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1266
南加賀保健福祉センター 加賀地域センター	加賀市山代温泉桔梗丘2丁目105番1	0761-76-4300
南加賀土木総合事務所	小松市白江町リ61番地1	0761-21-3333
奥能登総合事務所	輪島市三井町字衛10部11番1	0768-26-2300
能登産業技術専門校	鳳珠郡能登町字松波3字60番3	0768-72-0184
奥能登土木総合事務所 珠洲土木事務所	珠洲市野々江町シの部32番地	0768-82-2165

6 入札参加申込みの方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県総務部管財課まで持参し、又は郵送しなければならない。
- (2) 受領期限
平成26年12月8日(月)午後5時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

7 その他

- (1) 入札保証金
入札しようとする金額の100分の5以上
- (2) 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

最低売却価格（石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格をいう。）以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに納入すること。

(6) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課 電話番号 076-225-1266

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
齊 藤 典 才	県内全域	羽咋市柳橋町堂田53-1 羽咋診療所
三 上 和 久	〃	〃
吉 田 浩 之	〃	〃
中 村 崇	〃	〃
武 石 大 輔	〃	〃
横 山 加 奈 子	〃	〃
蒔 也 寸 志	〃	〃
生 方 彰	〃	〃
宮 坂 大 悟	〃	〃
大 野 健 次	〃	〃
服 部 真	〃	〃
柳 沢 深 志	〃	〃
小 堀 健 一	〃	〃
石 飛 晋	〃	〃
古 川 二 朗	〃	〃
松 島 実	〃	〃
笛 吹 亘	〃	〃
原 和 人	〃	〃
松 浦 健 伸	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
上 野 桂 一	県内全域	金沢市小立野3丁目14-5 上野医院
山 口 陽 平	〃	かほく市内高松ヤ36 石川県立高松病院
古 谷 直 生	〃	〃
西 村 勇 人	〃	かほく市二ツ屋ソ72番地 医療法人社団芙蓉会 二ツ屋病院
林 研 至	〃	かほく市内日角6-35-1 中田内科病院
今 野 哲 雄	〃	〃

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大阪屋ショップ大徳店

金沢市松村町ヌ75番ほか9筆

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 大阪屋ショップ大徳店

金沢市松村町ヌ75番ほか8筆

(変更後) 大阪屋ショップ大徳店

金沢市松村町ヌ75番ほか9筆

3 変更の年月日

平成26年11月1日

4 変更する理由

駐車場増設のため

5 届出年月日

平成26年11月7日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年11月18日から平成27年3月18日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年3月18日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のた

め配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大阪屋ショップ大徳店

金沢市松村町ヌ75番ほか9筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 12台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 17台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 3箇所

位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 4箇所

位置 縦覧による。

3 変更する年月日

平成26年11月10日

4 変更する理由

駐輪場増設のため及び駐車場増設のため

5 届出年月日

平成26年11月7日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年11月18日から平成27年3月18日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年3月18日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンタウン野々市白山

野々市市白山町205番1ほか2筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 172台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 172台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 6箇所

位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 4箇所

位置 縦覧による。

3 変更する年月日

平成26年11月13日

4 変更する理由

自転車による来店者の利便性に配慮したこと、出入口⑤及び⑥を搬入車両専用出入口に変更したため

5 届出年月日

平成26年11月6日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年11月18日から平成27年3月18日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年3月18日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カーマホームセンター金沢駅西店、ホダカ金沢駅西店

金沢市二ツ屋町801番ほか45筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の収容台数、駐車場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の出入口の数及び位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

公告日 平成26年7月4日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

交通に関して、入庫待ち列等により、国道8号に交通渋滞等の影響を及ぼす事態が発生した場合は、再度道路管理者と協議し、速やかに対策を講じること。また、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年11月18日から同年12月18日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー押野北店

野々市市押野六丁目17番ほか15筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成26年7月4日

- 3 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成26年11月18日から同年12月18日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ御経塚あやめ店
野々市市御経塚3丁目130番ほか11筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 平成26年7月8日
- 3 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成26年11月18日から同年12月18日まで

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

手取川七ヶ用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	山 守 威	白山市月橋町又39番地	平成26年10月23日
〃	北 村 脩 二	野々市市押野一丁目86番地	〃
〃	中 出 庄 重	白山市井口町南159番地	〃
〃	黒 山 茂	野々市市郷町68番地	〃
〃	杉 本 達 雄	白山市平松町22番地	〃
〃	徳 田 誠 一	〃 宮永市町275番地	〃
〃	島 崎 茂 昭	〃 長島町82番地	〃
〃	竹 内 美 智 雄	〃 村井町354番地	〃
〃	西 田 榮 次	〃 徳光町18番地	〃
〃	亀 川 喜 三	〃 寄新保町35番地	〃
〃	宮 西 豊	能美郡川北町字土室ル211番地9	〃
〃	中 田 宏	〃 字三反田ロ59番地	〃
監事	宮 西 市 雄	白山市横江町163番地	〃
〃	北 次 良 造	能美郡川北町字朝日イ24番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

手取川七ヶ用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	辻 惠 一	白山市小柳町へ325番地	平成26年10月24日
〃	小 林 溥 志	野々市市上林三丁目116番地	〃
〃	宮 西 久 信	白山市中ノ郷町イ62番地	〃
〃	東 本 政 光	〃 木津町1番地	〃
〃	竹 内 茂 男	〃 明島町ム34番甲地	〃
〃	徳 田 誠 一	〃 宮永市町275番地	〃
〃	本 屋 彌 壽 夫	〃 長島町72番地	〃
〃	竹 内 美 智 雄	〃 村井町354番地	〃
〃	西 田 榮 次	〃 徳光町18番地	〃
〃	伊 藤 健 三	〃 漆島町60番地	〃
〃	宮 西 豊	能美郡川北町字土室ル211番地9	〃
〃	酒 井 俊 男	〃 字田子島甲9番地	〃
監事	中 川 賢 二	白山市宮永市町260番地	〃
〃	水 尾 隆	〃 水島町40番地	〃

土地改良事業計画の変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	認可年月日
河北潟沿岸土地改良区	非補助土地改良事業（維持管理）	平成26年11月4日

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (航空レーザ測量)	平成26年11月4日から 平成27年3月20日まで	加賀市内

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第135号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月18日

石川 県 公 安 委 員 会

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢西警察署管内の表に次のように加える。

681	市道 1級幹線42号 玉銚西金沢線	金沢市八日市出町857番地先	西金沢4丁目方向から八日市5丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで(土・日曜、休日を除く。)
682	市道 1級幹線42号 玉銚西金沢線	金沢市八日市出町201番地12先	八日市3丁目方向から八日市5丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで(土・日曜、休日を除く。)
683	市道 1級幹線129号 八日市押野線	金沢市八日市出町920番地先	八日市5丁目方向から西金沢4丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで(土・日曜、休日を除く。)
684	市道 1級幹線129号 八日市押野線	金沢市八日市出町904番地先	新保本5丁目方向から西金沢4丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで(土・日曜、休日を除く。)
685	市道 1級幹線42号 玉銚西金沢線	金沢市八日市出町864番地先	西金沢4丁目方向から八日市5丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで(土・日曜、休日を除く。)
686	市道 1級幹線42号 玉銚西金沢線	金沢市八日市出町842番地先	八日市3丁目方向から八日市5丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで(土・日曜、休日を除く。)
687	市道 1級幹線129号 八日市押野線	金沢市八日市出町931番地先	八日市5丁目方向から西金沢4丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで(土・日曜、休日を除く。)
688	市道 1級幹線129号 八日市押野線	金沢市八日市出町873番地先	新保本5丁目方向から西金沢4丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで(土・日曜、休日を除く。)

別表第4(指定方向外進行禁止)白山警察署管内の表に次のように加える。

540	市道G178号線	白山市北安田町330番地1先	中成2丁目方向から北安田西2丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで(土・日曜、休日を除く。)
541	市道G178号線	白山市北安田町299番地1先	徳光町方向から北安田西2丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで(土・日曜、休日を除く。)

別表第7(歩行者用道路)金沢西警察署管内の表に次のように加える。

32	市道押野14号 八日市出町線 12号	金沢市八日市出町857番地先から 金沢市八日市出町904番地先まで	約260 メートル	7:30から8:30まで(土・日曜、休日を除く。)	自動車及び原動機付自転車
33	市道押野14号 八日市出町線 26号	金沢市八日市出町864番地先から 金沢市八日市出町873番地先まで	約175 メートル	7:30から8:30まで(土・日曜、休日を除く。)	自動車及び原動機付自転車

別表第7(歩行者用道路)白山警察署管内の表に次のように加える。

58	市道4号線	白山市北安田町298番地1先から 白山市北安田町460番地1先まで	約350 メートル	7:30から8:30 まで(土・日曜、 休日を除く。)	自動車及 び原動機 付自転車
----	-------	--------------------------------------	--------------	-----------------------------------	----------------------

別表第10(普通自転車歩道通行可)金沢西警察署管内の表に次のように加える。

105	県道野々市西金 沢停車場線、倉 部金沢線	金沢市西金沢2丁目166番地先から 金沢市西金沢1丁目1番地先まで(北側)		終 日	約450 メートル
-----	----------------------------	--	--	-----	--------------

別表第10(普通自転車歩道通行可)七尾警察署管内の表60及び61の項を次のように改める。

60	県道七尾港線	七尾市府中町員外25番地5先から 七尾市御祓町イ部9番地先まで(東側)		終 日	約580 メートル
61	県道七尾港線	七尾市御祓町ホ部6番地13先から 七尾市府中町員外211番地先まで(西側)		終 日	約550 メートル

別表第11(最高速度の指定)七尾警察署管内の表に次のように加える。

190	市 道	ゾーン30 (1)七尾市小丸山台2丁目12番地先 (2)七尾市小丸山台2丁目23番地先 (3)七尾市小島町下部20番地先 (4)七尾市小丸山台1丁目79番地先 (5)七尾市小丸山台1丁目23番地先 (1)から(5)までの場所を結ぶ線により 囲まれた区域内の道路	約2,700 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を 除く。)
-----	-----	---	----------------	----------------	----	------------------

別表第11(最高速度の指定)七尾警察署管内の表131の項を次のように改める。

131	主要地方道 志賀田鶴浜線	鹿島郡中能登町瀬戸レ部57番地先か ら 七尾市伊久留町耕部129番地1先ま で	約2,000 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両(原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。)
-----	-----------------	--	----------------	----------------	----	---------------------------------

別表第4(指定方向外進行禁止)小松警察署管内の表440及び441の項を次のように改める。

440		削	除
441		削	除

別表第11(最高速度の指定)金沢西警察署管内の表123の項を次のように改める。

123		削	除
-----	--	---	---

別表第11(最高速度の指定)羽咋警察署管内の表118の項を次のように改める。

118		削	除
-----	--	---	---